

株式分割に関する基準日設定公告

平成 31 年 2 月 15 日

株主各位

東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号

株式会社リヴァンプ

代表取締役社長 湯浅 智之

当社は、平成 31 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 31 年 3 月 5 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 20 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、平成 31 年 3 月 4 日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上